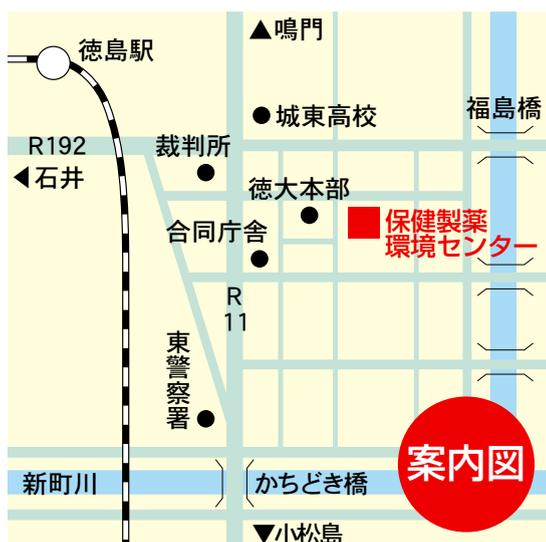
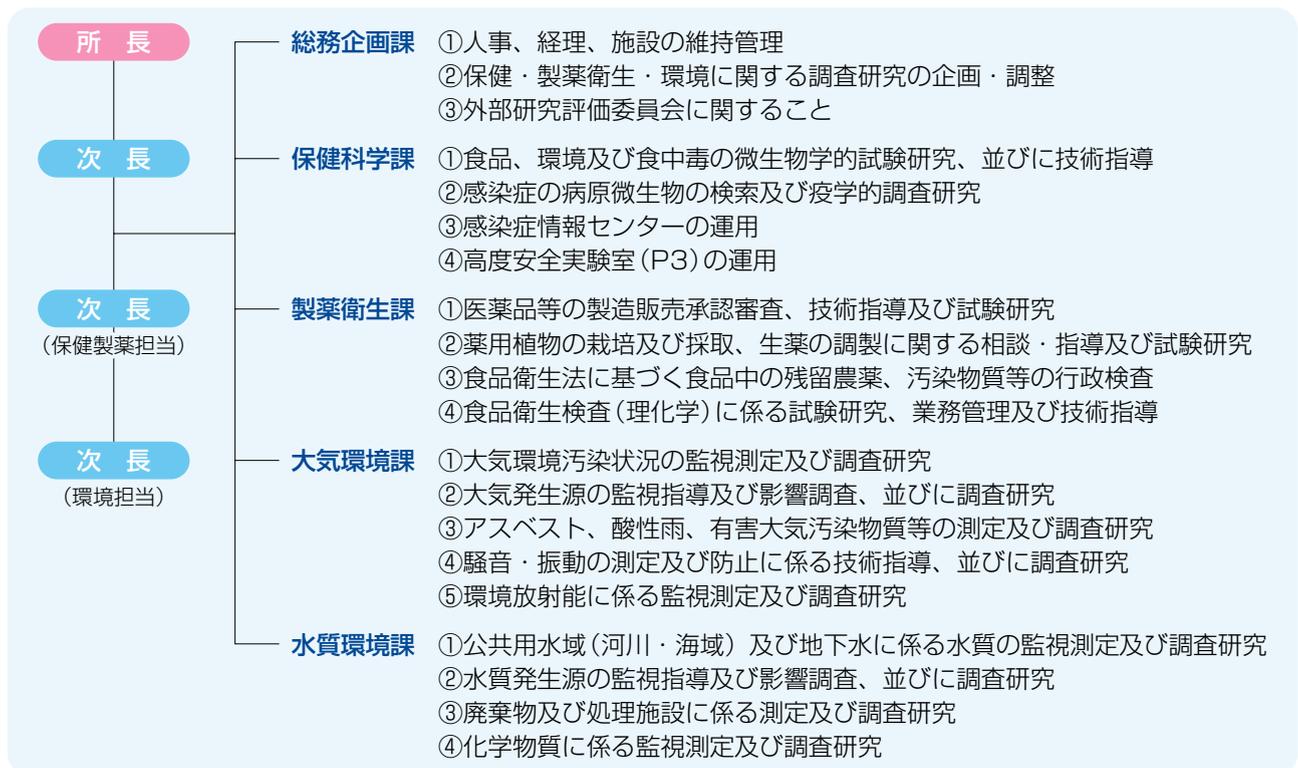




徳島県立保健製薬環境センターがスタートしました。

総務企画課

平成23年5月に徳島県保健環境センターと徳島県製薬指導所が再編統合され、名称も新しく「徳島県立保健製薬環境センター」としてスタートしました。総務企画課、保健科学課、製薬衛生課、大気環境課、水質環境課の5課体制で業務を行っています。組織および業務内容は次のとおりになっています。



〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80番地

総務企画課

TEL: (088) 625-7751 FAX: (088) 625-1732

保健科学課

TEL: (088) 602-8910, (088) 625-7752

製薬衛生課

TEL: (088) 622-2335, (088) 625-7083

大気環境課

TEL: (088) 625-7506

水質環境課

TEL: (088) 622-2339

URL: <http://www.pref.tokushima.jp>

e-mail: hokenseiyakukankyousenta@pref.tokushima.lg.jp

案内図

徳島県の環境放射能

大気環境課

1986年のチェルノブイリ原子力発電所の事故後、全国で放射能測定体制が強化され、徳島県では1989年から文部科学省環境放射能水準調査を受託し測定を開始しました。さらに、1990年からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析を追加しました。

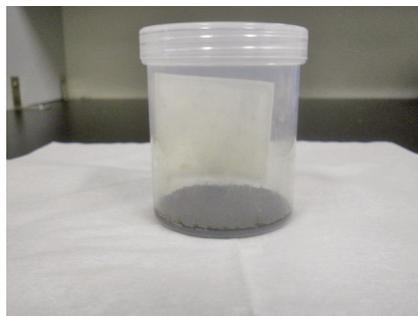
今回はその中で月間降下物について紹介します。

月間降下物とは

大型水盤で一ヶ月間の雨やちりを溜め、それを濃縮します。濃縮した雨やちりをゲルマニウム半導体検出器で測定します。濃縮することにより、ごく少量の放射性物質を検出することができます。



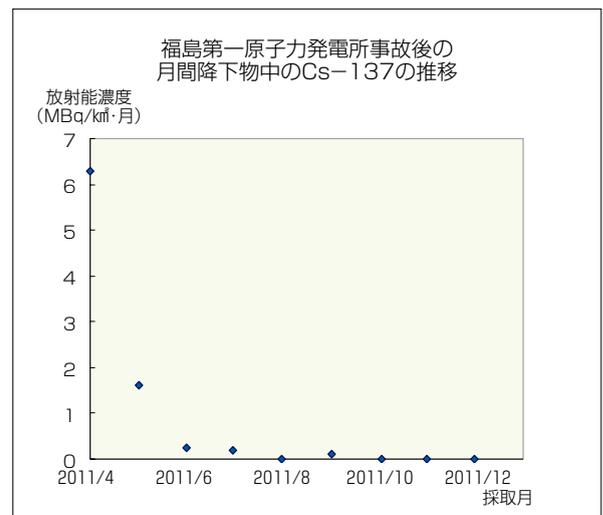
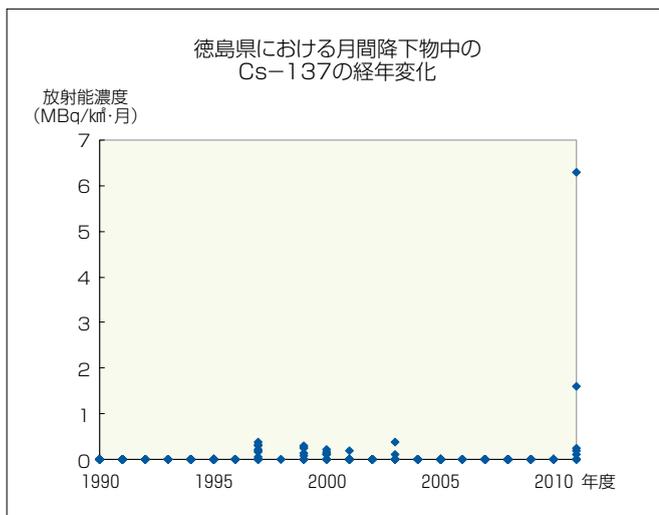
大型水盤



濃縮後の雨やちり



ゲルマニウム半導体検出器



1990年から徳島県で測定した月間降下物中のCs(セシウム)-137の経年変化を左のグラフに示します。1950～60年代に盛んに行われていた大気圏内核実験やチェルノブイリ原子力発電所の事故によるCs-137は近年は減少しており、検出限界以下となっていました。

福島第一原子力発電所の事故後の推移を右のグラフに拡大しました。検出量はグラフに示すように減少し、10月からは検出限界以下となっています。

徳島県では、月間降下物や、その他の放射能測定の結果を県のHPに掲載しています。

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011031500153/>

ヒラメの寄生虫と食中毒 ～クドア・セプテンプクタータ～

保健科学課

近年、「食後数時間程度で一過性の嘔吐や下痢が起こり、軽症で終わる」という食品に関連した原因不明の事例が全国的に報告されています。こうした事例のうち、ヒラメを刺身など生で食べた事例について解析した結果、クドア・セプテンプクタータ(以下「クドア」)という新種の寄生虫が関与していることが判明しました。県内では、平成24年1月に発生した食中毒において、初めて原因物質として、クドアが確認されました。

クドアとはどんな寄生虫？

クドアはヒラメの筋肉に寄生する寄生虫の一種です。

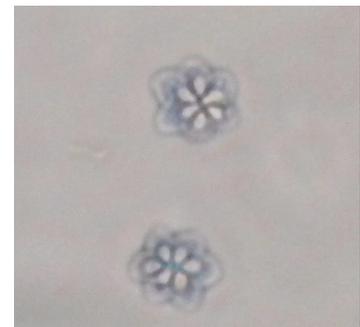
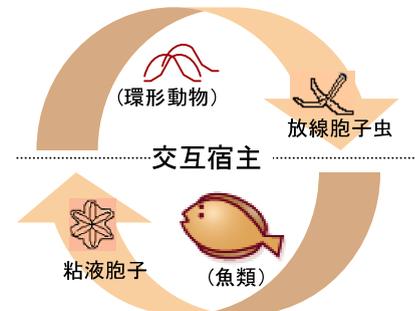
【特徴】

花びら状の形態をしており、体長は約10 μ mです。
(しかし、ヒラメの筋肉を肉眼で観察しても確認はできません。)

【生態】

不明な点が多くありますが、環形動物(ゴカイ等)と魚類との間をいったりきたりして各々に寄生し、宿主により粘液胞子や放線胞子虫に形を変えるとされています。

クドアの生態



クドア・セプテンプクタータ
(当センターにて撮影)

クドアによる食中毒では、どのような症状になる？

発症した場合、食後数時間程度(4～8時間程度)で、下痢、嘔吐、胃部の不快感などを示した後、速やかに回復し、翌日には後遺症もないとされています。

また、クドアが人に寄生することはありません。

クドアによる食中毒を防ぐ方法は？

- 加熱(75℃で5分以上)
 - 凍結(-15℃～-20℃で4時間以上)が効果的です。
- 活魚としてのヒラメの商品価値を落とさずに防ぐ方法は見つかっていません。

すべてのヒラメが問題ですか？

特定の条件下で育てられたヒラメに感染していることが確認されており、すべてのヒラメが感染しているわけではありません。

また、これまでの事例や研究から、クドアを多数摂食した場合にのみ発症するのではないかと考えられており、クドアが寄生したヒラメを生で食べても、必ず発症するものではないことがわかっています。

- (参考) ○ 生食用生鮮食品による原因不明有症事例への対応について(厚生労働省)
○ ヒラメを介したクドアの種類による食中毒 Q&A(農林水産省)

指定薬物とは

製薬衛生課

近年、「脱法ドラッグ」「合法ドラッグ」などと称し、多幸感を高めたり、幻覚作用等を有する目的で販売されているものがあります。芳香剤、ハーブ、お香などを装い販売されているものもありますが、薬事法では中枢神経系の興奮・抑制・幻覚的作用があり、人体に危害が発生するおそれがあるものを「指定薬物」として指定し、製造・輸入・販売等を禁止しています。



当センターでは、店舗やインターネットで販売されている商品について、指定薬物を含有していないか高速液体クロマトグラフ質量分析装置などを使って分析を行っています。指定薬物は平成24年2月現在、68成分と1植物が指定されていますが、指定薬物に似た構造、作用を持つ新しい化合物が次々と見つかっています。



最近、「合法ハーブ」と称する商品の使用により、意識消失や呼吸停止などの健康障害や異常行動を起こした事例が発生しています。興味本位であっても決して使用しないようにしてください。

より高感度な金属分析が可能に

水質環境課

当センターに、平成24年2月ICP-質量分析計が導入されました。

ICP-質量分析計は従来のICP-発光分光光度計に比べて感度が大幅に上昇しており、元素によっては1/1000程度低い濃度まで測定できるようになります。このため、近年強化される傾向にある水質の環境基準や排水基準に関わる分析にも対応しやすくなります。公定法と呼ばれる法律に規定された測定法でも、改定されるごとに適応可能な項目が増えてきています。



今後、当センターが行っている河川・海域の水や地下水、事業所排水、廃棄物最終処分場浸透水等の水質試料や有害大気汚染物質などの大気試料、食品試料中のカドミウムや鉛、亜鉛等の微量な有害金属の分析において、大きな力になるものと期待しています。